

蒲生干潟近辺での大気調査結果（10月分）

1. 調査日

- ・ (1)～(6)：令和3年10月5日から10月11日
- ・ (7)：令和3年10月5日から10月6日（24時間採取） ホルムアルデヒド・アセトアルデヒドを除く
 令和3年10月6日から10月7日（24時間採取） ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド

2. 調査結果（確定値）

(1) 二酸化硫黄 (ppb)：上段が日平均値^{※1}、（下段が1時間値^{※2}の最高値）

	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
蒲生雨水ポンプ場	0 (1)	0 (0)	0 (2)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
環境基準 ^{※3}	日平均値が 40 ppb 以下かつ 1 時間値が 100 ppb 以下						

(2) 二酸化窒素 (ppb)：日平均値

	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
蒲生雨水ポンプ場	8	5	6	6	3	2	4
環境基準	日平均値が 40 ppb～60 ppb の範囲内もしくはそれ以下						

(3) PM2.5 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)：日平均値

	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
蒲生雨水ポンプ場	12	3	6	10	4	5	5
環境基準	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(4) SPM ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)：上段が日平均値、（下段が1時間値の最高値）

	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
蒲生雨水ポンプ場	24 (60)	5 (23)	11 (23)	18 (28)	9 (19)	12 (27)	9 (24)
環境基準	日平均値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ 1 時間値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(5) 光化学オキシダント (ppb)：昼間（5時から20時まで）の1時間値の最高値

	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
蒲生雨水ポンプ場	55	42	45	41	47	45	45
環境基準	1 時間値が 60 ppb 以下						

(6) 非メタン炭化水素 (ppmC)：3時間平均値（午前6時から9時までの平均値）

	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
蒲生雨水ポンプ場	0.181	0.092	0.129	0.129	0.097	0.110	0.108
指針値 ^{※4}	3 時間平均値が 0.20 ppmC ～0.31 ppmC の範囲内もしくはそれ以下						

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値 ^{※5})
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.39	3 以下
2	トリクロロエチレン		0.080	130 〃
3	テトラクロロエチレン		(0.055)*	200 〃
4	ジクロロメタン		0.61	150 〃
5	アクリロニトリル		(0.022)*	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		不検出	(10 〃)
7	クロロホルム		0.17	(18 〃)
8	1,2-ジクロロエタン		0.13	(1.6 〃)
9	1,3-ブタジエン		(0.011)*	(2.5 〃)
10	アセトアルデヒド		1.1	(120 〃)
11	塩化メチル		1.1	(94 〃)
12	酸化エチレン		0.062	—
13	トルエン		2.3	—
14	ホルムアルデヒド		1.3	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.5	(40 以下)
16	ニッケル化合物		1.5	(25 〃)
17	ヒ素及びその化合物		0.77	(6 〃)
18	マンガン及びその化合物		22	(140 〃)
19	クロム及びその化合物		4.8	—
20	ベリリウム及びその化合物		不検出	—
21	ベンゾ [a] ピレン		0.055	—

* () 内の数値は検出下限値以上、定量下限値未満

※1 「日平均値」

: 1日 (1時~24時) に測定された24時間分の1時間値の平均値

※2 「1時間値」

: 1時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

なお一般公衆が通常生活していない場所であることから本調査については環境基準の評価はしていないが、参考として環境基準を掲載している

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

注) (7) 有害大気汚染物質の測定において機材の不具合が発生したため、ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒドのみ別日程で採取した。